

熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン(第2期)
検証報告書
【令和7年度(2025年度)対象】

令和8年(2026年)9月

熊本県教育委員会

【 目 次 】

I 「熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン(第2期)」の概要	… 2
II 評価指標の達成状況	… 4
III 本県の公立学校における時間外在校等時間の状況	… 6
1 県立学校教職員の時間外在校等時間の状況	… 7
2 市町村立学校教職員の時間外在校等時間の状況	… 9
3 (参考)県立学校及び市町村立学校教育職員の時間外在校等時間の状況	…11
IV 令和7年度の実施状況等	…12
V 現状を踏まえた今後の展開	…25

I「熊本県の公立学校における働き方改革 推進プラン(第2期)」の概要

I 「熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン(第2期)」(業務量管理・健康確保措置実施計画)の概要

- 令和6年11月に「熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン(第2期)」を策定し、教職員が子供と向き合う時間を確保し、教職員の健康を守り、ウェルビーイングを高めるため、学校現場の業務見直しや負担軽減の取組みを促進し、長時間勤務の改善や労働安全衛生管理の徹底、人材の確保など学校現場の働き方改革の取組みを促進。
- 令和8年2月に本プランを一部改訂し、令和7年6月に改正された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」で策定が義務付けられた「業務量管理・健康確保措置実施計画」として位置付けた。

県 プ ラ ン 概 要

計画の名称	熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン(第2期) (公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づく業務量管理・健康確保措置実施計画)				
対象者	教職員 (評価指標のうち時間外在校等時間については、教育職員のみ目標値を追加設定)				
計画の期間	令和6年度～令和9年度				
学校の働き方改革に関する目標	基本目標 (1)教職員のウェルビーイングの向上 (2)更なる時間外在校等時間の縮減				
	評価指標	プラン策定時(R5実績値)		⇒ R9目標値	⇒ R11目標値
	授業準備について教師をサポートする支援スタッフの参画を図っている教育委員会の割合	(県・市町村)	80.0%	⇒ 100%	
	支援が必要な児童生徒等への対応で、専門的な人材等の参画を図っている教育委員会の割合	(県・市町村)	95.5%	⇒ 100%	
	次世代型校務支援システム導入又は導入を予定(導入時期設定)している教育委員会の割合 ※ネットワーク統合と汎用クラウドツールの活用を前提とした、バックグラウンド上で運用できる次世代型校務支援システム	(県) (市町村)	R9導入予定 0%	⇒ 導入 ⇒ 100%	
	全ての運動部活動で複数顧問体制が確保できている学校の割合	(県立)	61.5%	(市町村立) 65.8%	⇒ 100%
	休日の部活動の段階的な地域移行に取り組んでいる市町村の割合	(市町村)	52.3%	⇒ 100%	
	教職員1人当たり年次有給休暇平均取得日数	(県立)	14.3日	(市町村立) 14.4日	⇒ 15日/年
	時間外在校等時間が月45時間以内となる教職員の割合	(県立) (市町村立)	76.7% 70.0%	⇒ 90.0% ⇒ 85.0%	⇒ 100% ⇒ 100%
	時間外在校等時間が月45時間以内となる教育職員の割合 ※教職員から、事務職員、技師、学校栄養職員を除いた職員	(県立) (市町村立)	— —	⇒ 90.0% ⇒ 85.0%	⇒ 100% ⇒ 100%
目標達成に向けた取組み	【方針1】人材の確保・活用 ・教職員の確保 ・支援人材・専門人材の確保・拡充				
	【方針2】業務の削減・効率化 ・学校又は教師の業務の3分類に基づく業務見直し等の推進 ・校務DX(校務支援システム見直し、生成AI活用) ・部活動改革、授業時数点検・見直し、文書削減 等				
	【方針3】教職員の意識改革 ・民間による業務分析・課題解決 ・年休・男性育休促進 等				
	【方針4】勤務時間の適正管理等 ・勤務管理徹底、時差出勤導入 ・勤務インターバル制度導入検討 ・持ち帰り業務防止の徹底・休憩時間の適正な付与 等				
※朱書き部分の項目を追加	【方針5】保護者等の理解促進 ・保護者等からの過剰な苦情・不当要求対応支援 ・外部団体等への効率化協力依頼 ・登下校時の通学路における見守り活動の協力依頼 等				
	【方針6】教職員の健康サポート ・メンタルヘルス相談 ・労安衛法の周知 等				

Ⅱ 評価指標の達成状況

Ⅱ 評価指標の達成状況

働き方改革推進プランで設定している全7つの指標のうち、令和7年度の実績で改善した指標は、4指標となりました。

評価指標①は、前年度より8.4%改善しています。令和7年度から教員業務支援員の全校配置を進めており、県・市町村ともに人材確保を進めているところです。

評価指標②は、令和6年度に引き続き目標値を達成することができました。

評価指標③は、県教育委員会については令和7年度は基本設計を終了しています。市町村教育委員会では、導入済又は導入の検討が進められています。県域での共同調達に向けた検討を進めており、新システムの利用開始については、各市町村の現行契約の状況等に応じ、令和10年4月から順次移行していく予定です。

評価指標④は、部活動の地域移行が進んでいる一方で、教職員数が不足し、複数顧問体制の確保が困難なことが背景にあります。

評価指標⑤は、目標値を達成しました。全市町村に対して年3回のヒアリングを実施し、現状や課題を把握した上で、各市町村の実情に応じた助言を継続的に行ってきた成果です。今後は、平日の移行についても、準備が整った市町村から段階的に進めていく方針です。

評価指標⑥は、県立学校では、前年度から1.0日減少しています。業務多忙等の理由により、休暇取得にためらいを感じる教職員が多数いることが考えられます。市町村立学校では、前年度から1.7日減少しています。一因として、看護休暇制度の認知度等が向上したことにより、看護休暇を取得した人数と取得時間が大幅に増加し、年休の取得が減少したという状況があります。

評価指標⑦は、直近5年間で最大の改善幅となり、着実に目標達成に向けて進んでいます。教員業務支援員等のマンパワーを有効活用し、教員以外でも対応可能な業務を分担したことが、日々の業務時間削減を後押しする一因となっています。

評価指標	プラン策定時 (R5実績値)	R6年度 実績	R7年度 実績	→	R9 目標値	担当 課
① 授業準備について教師をサポートする支援スタッフの参画を図っている教育委員会の割合（※1）	（県・市町村） 80.0%	85.1%	93.5%	↑	100%	学校人事課
② 支援が必要な児童生徒等への対応で、専門的な人材等の参画を図っている教育委員会の割合（※1）	（県・市町村） 95.5%	100%	100%	→	100%	特別支援 教育課 学校安全・ 安心 推進課
③ 次世代型校務支援システム（※2）導入又は導入を予定（導入時期設定）している教育委員会の割合（※3）	（県） R9導入予定 （市町村） 0%	R9導入に 向け検討中 11.4%	R9導入に 向け検討中 22.2%	↑	導入完了 100%	教育 政策課
④ 全ての運動部活動で複数顧問体制が確保できている学校の割合	（県立） 61.5% （市町村立） 65.8%	71.2% 65.8%	63.5% 60.5%	↓	100%	体育 保健課
⑤ 休日の部活動の段階的な地域移行に取り組んでいる市町村の割合	（市町村） 52.3%	93.2%	100%	↑	100%	体育 保健課
⑥ 教職員1人当たり年次有給休暇平均取得日数	（県立） 14.3日 （市町村立） 14.4日	14.3日 14.4日	13.3日 12.7日	↓	15日/年	学校 人事課
⑦ 時間外在校等時間が月45時間以内となる教職員の割合	（県立） 76.7% （市町村立） 70.0%	77.6% 71.7%	79.6% 75.1%	↑	90.0% 85.0%	教育 政策課
時間外在校等時間が月45時間以内となる教育職員の割合	（県立） — （市町村立） —	— —	78.0% 73.6%		90.0% 85.0%	学校 人事課

※1 文部科学省が毎年度実施する「教育委員会における学校の働き方改革のための「見える化」調査」結果に基づき、把握

※2 ネットワーク統合と汎用クラウドツールの活用を前提とした、パブリッククラウド上で運用できる次世代型校務支援システム

※3 文部科学省「GIGAスクール構想の下での校務DX化チェックリスト（学校・教育委員会の自己点検）」結果に基づき、把握

Ⅲ 本県の公立学校における時間外在校等時間の状況

Ⅲ 本県の公立学校における教職員の時間外在校等時間の状況

1 県立学校教職員の時間外在校等時間の状況

(1) 時間外在校等時間の推移

県立学校全体では、月45時間以内の教職員の割合は79.6%となり、前年度と比較して2.0%増加しました。令和4年度以降において、最大の増加幅となっています。

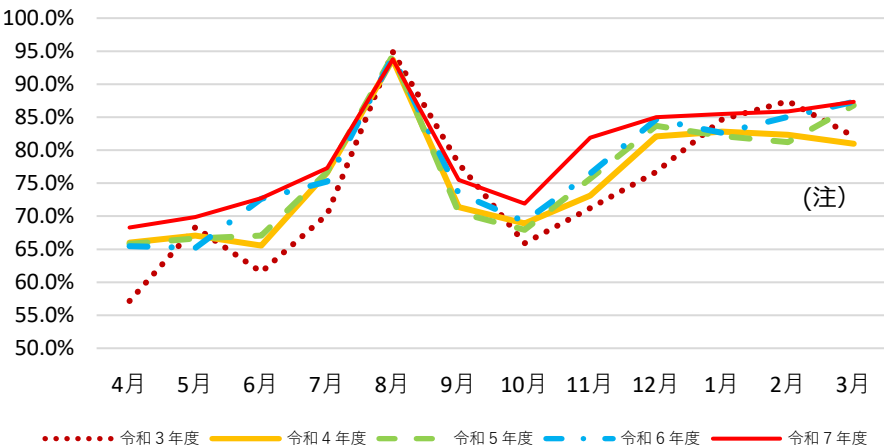
また、年間360時間以内の教職員の割合も59.2%と、前年度から1.9%増加しました。

一方、月80時間超は4.1%となり、前年度から若干の減少はあるものの、横ばい状態が続いています。

校種別では、県立高校で依然として45時間超が25.4%である一方、特別支援学校では9.5%となるなど進捗に差が見られます。

月45時間以内の教職員の割合に係る月別の推移(図2)をみると、学校閉庁日のある8月に約90%と多くなる一方、例年、割合が低調な4月、10月、11月においても、令和7年度は過去最高の水準を記録し、年間を通じた着実な底上げが確認できます。今後は、横ばいが続く月80時間超の深刻な教職員層の解消を目指し、業務の平準化や働き方改革に対する意識啓発など、より一層の対応が求められます。

(図2)【県立学校全体】月45時間以内の教職員の割合(R3～R7月別の推移)



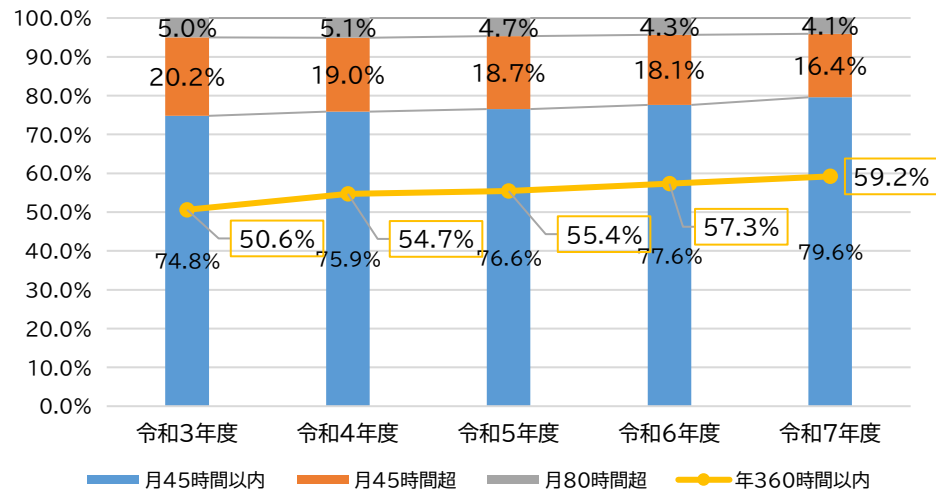
(図1)【県立学校教職員の時間外在校等時間】

【全体】県立学校				単位:%
	月45時間以内	月45時間超	うち月80時間超	年360時間以内
	(増減)	(増減)	(増減)	(増減)
令和3年度	74.8% (2.9)	25.2% (▲2.9)	5.0% (▲1.1)	50.6% (▲0.2)
令和4年度	75.9% (1.1)	24.1% (▲1.1)	5.1% (0.1)	54.7% (4.1)
令和5年度	76.7% (0.8)	23.3% (▲0.8)	4.7% (▲0.4)	55.4% (0.7)
令和6年度	77.6% (0.9)	22.4% (▲0.9)	4.3% (▲0.4)	57.3% (1.9)
令和7年度	79.6% (2.0)	20.4% (▲2.0)	4.1% (▲0.2)	59.2% (1.9)

①県立高校(中学校、定時制含む)				単位:%
	月45時間以内	月45時間超	うち月80時間超	年360時間以内
	(増減)	(増減)	(増減)	(増減)
令和3年度	69.2% (3.7)	30.8% (▲3.6)	6.6% (▲1.6)	43.2% (1.4)
令和4年度	71.0% (1.8)	29.0% (▲1.8)	6.8% (0.2)	47.9% (4.7)
令和5年度	71.8% (0.8)	28.2% (▲0.8)	6.4% (▲0.4)	48.5% (0.6)
令和6年度	72.5% (0.7)	27.5% (▲0.7)	6.1% (▲0.3)	50.3% (1.8)
令和7年度	74.6% (2.1)	25.4% (▲2.1)	5.7% (▲0.4)	52.4% (2.1)

②県立特別支援学校				単位:%
	月45時間以内	月45時間超	うち月80時間超	年360時間以内
	(増減)	(増減)	(増減)	(増減)
令和3年度	87.8% (0.9)	12.2% (▲0.9)	0.9% (▲0.3)	67.8% (▲3.8)
令和4年度	87.5% (▲0.3)	12.5% (0.3)	0.9% (0.0)	70.1% (2.3)
令和5年度	87.9% (0.4)	12.1% (▲0.4)	0.8% (▲0.1)	70.9% (0.8)
令和6年度	88.8% (0.9)	11.2% (▲0.9)	0.4% (▲0.4)	72.7% (1.8)
令和7年度	90.5% (1.7)	9.5% (▲1.7)	0.5% (0.1)	74.1% (1.4)

(図3) 県立学校教職員の時間外在校等時間の推移(R3～R7)



・上記の割合は時間外在校等時間の毎月の合計を、延べ人数で除して算出。休憩、自己研鑽等の公務外の時間を除く。
・比率は、小数点第1位を四捨五入し百分率(%)で表している。このため、合計が100%にならない場合もある。

(2)時間外在校等時間の内訳

令和7年度の県立学校の時間外在校等時間において、平均時間数が長かった業務(校種ごと)は、次のとおりです。

県立高校:校務分掌等、部活動指導
 県立特別支援学校:学年・担任業務等
 県立中学校:校務分掌等
 県立定時制高校:校務分掌等

「一人当たりの時間外在校等時間(月平均)」が最も多いのは、県立高校で、次いで県立中学校、県立特別支援学校、県立定時制高校の順に少なくなっています。令和6年度までは、県立中学校が時間外在校等時間が最も多い校種でした。

国は、令和11年度に1箇月あたりの時間外在校等時間を「平均30時間程度」に削減する目標を掲げています。県立特別支援学校及び県立定時制高校は現時点で目標を達成していますが、県立高校及び県立中学校は約4～5時間程度超過している状況であり、校種の特性に応じたピンポイントな業務削減アプローチが求められます。

【主な校種別の動向と分析】

○県立高校(定時制以外)

月平均は、34.9時間と依然として30時間を超えています。図5の各業務の割合としては「校務分掌等(28.7%)」と「部活動指導(27.2%)」が大きな割合を占め続けており、これらの業務改善が今後の大きな課題となっています。

○県立中学校

「部活動指導」や「学年・担任業務等」に係る時間が大幅に縮減し、前年度から8.5時間の減少(42.2時間→33.7時間)をしました。特に「部活動指導」については、地域移行や部活動指導員の導入等により確実な効果が発現しています。

○県立定時制高校

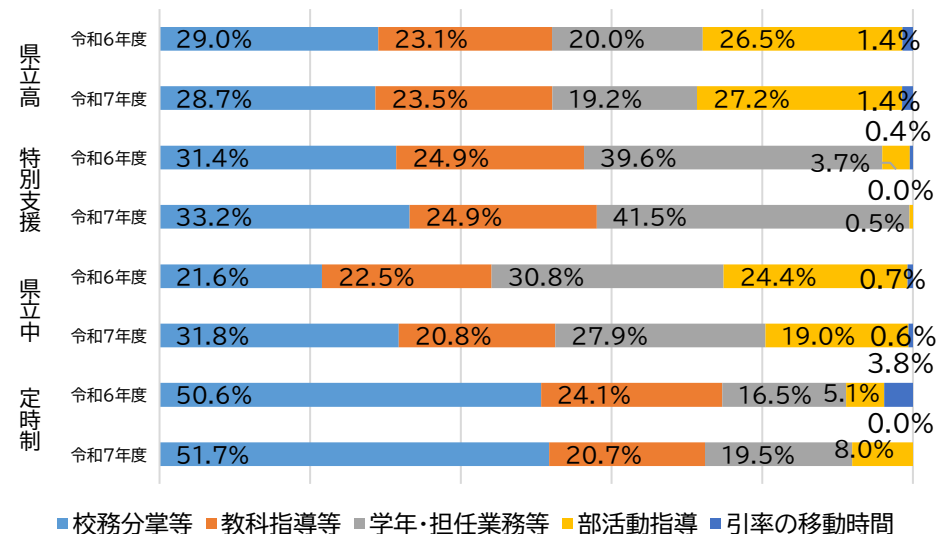
時間外在校等時間は校種別で最も少ないものの、前年度比で0.8時間増加(8.7時間)しました。要因は、入学者増に伴う教職員1人当たりの対応生徒数の増加が挙げられます。

(図4)【 時間外在校等時間における業務ごとの平均時間数 】

単位:時間

校種	年度	合計	一人当たり時間外在校等時間(月平均)					課外・模試・検定等
			校務分掌等	教科指導等	学年・担任業務等	部活動指導	引率の移動時間	
県立高校(定時制以外)	令和6年度	35.5	10.3	8.2	7.1	9.4	0.5	2.6
	令和7年度	34.9	10	8.2	6.7	9.5	0.5	0.9
県立特別支援学校	令和6年度	24.5	7.7	6.1	9.7	0.9	0.1	1.1
	令和7年度	21.7	7.2	5.4	9	0.1	0	0
県立中学校	令和6年度	42.2	9.1	9.5	13	10.3	0.3	0.7
	令和7年度	33.7	10.7	7	9.4	6.4	0.2	0.3
県立定時制高校	令和6年度	7.9	4	1.9	1.3	0.4	0.3	1.6
	令和7年度	8.7	4.5	1.8	1.7	0.7	0	0.3

(図5)【 時間外在校等時間における各業務が占める割合 】



2 市町村立学校教職員の時間外在校等時間の状況

(1)時間外在校等時間の推移

市町村立学校については、教職員の服務監督権者である市町村教育委員会が各地域の実情を踏まえながら、時間外在校等時間の上限等に関する規則や計画策定など、各種取組みを推進しています。

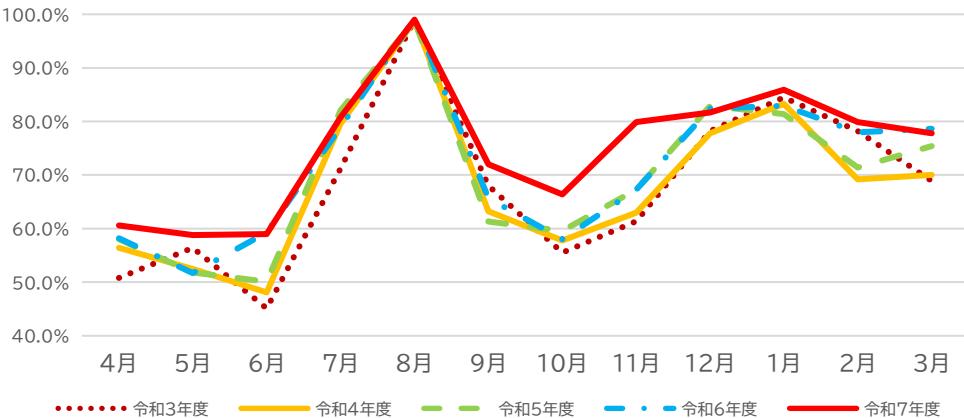
市町村立学校全体(熊本市を除く)では、月45時間以内の教職員の割合は75.1%となり、前年度と比較して3.4%増加しました。これはここ5年間で最大の増加幅です。一方、月80時間超であった教職員の割合は3.1%となり、前年度から0.2%減少してはいるものの、緩やかな減少にとどまっています。

小学校では月45時間以内が80.3%まで達しているのに対し、中学校では66.7%にとどまり、月80時間超の割合も5.8%となるなど小学校より中学校において課題が見られます。今後は、中学校における部活動の地域展開や業務削減へ向け、さらに重点的なアプローチが求められます。

また、月45時間内の教職員の割合に係る月別推移(図7)をみると、令和7年度はすべての月において過去の実績を上回るか同水準となっています。例年時間外在校等時間が多くなる4月～6月だけでなく、2学期以降の9月～11月の落ち込みも最小限に抑えられており、年間を通じた業務の平準化が進んでいます。

なお、令和3年度からの時間外在校等時間の推移(図8)をみると、令和7年度の月45時間以内であった教職員全体の割合は、令和3年度の実績(67.6%)と比べて7.5%増加(75.1%)し、着実に改善されました。図8のグラフが示すとおり、特に「月45時間超80時間以内」の層が28.5%から21.8%へと大きく縮小しています。

(図7)【市町村立学校全体】月45時間以内の教職員の割合(R3～R7 月別の推移)



(図6)【市町村立学校教職員の時間外在校等時間】

【全体】市町村立学校 単位:%

	月45時間以内		月45時間超			
		(増減)		(増減)	うち月80時間超	(増減)
令和3年度	67.6%	(▲1.1)	32.4%	(1.1)	3.9%	(▲0.4)
令和4年度	68.3%	(0.7)	31.7%	(▲0.7)	3.9%	(0.0)
令和5年度	70.0%	(1.7)	30.0%	(▲1.7)	3.5%	(▲0.4)
令和6年度	71.7%	(1.7)	28.3%	(▲1.7)	3.3%	(▲0.2)
令和7年度	75.1%	(3.4)	24.9%	(▲3.4)	3.1%	(▲0.2)

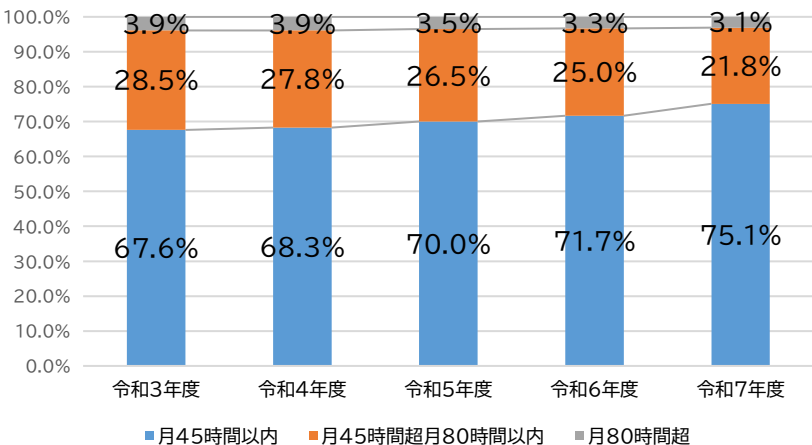
①市町村立小学校 単位:%

	月45時間以内		月45時間超			
		(増減)		(増減)	うち月80時間超	(増減)
令和3年度	71.9%	(▲1.3)	28.1%	(1.3)	1.6%	(▲0.6)
令和4年度	73.3%	(1.4)	26.7%	(▲1.4)	1.7%	(0.1)
令和5年度	75.0%	(1.7)	25.0%	(▲1.7)	1.7%	(0.0)
令和6年度	76.6%	(1.6)	23.4%	(▲1.6)	1.6%	(▲0.1)
令和7年度	80.3%	(3.7)	19.7%	(▲3.7)	1.3%	(▲0.3)

②市町村立中学校 単位:%

	月45時間以内		月45時間超			
		(増減)		(増減)	うち月80時間超	(増減)
令和3年度	59.4%	(▲0.7)	40.6%	(0.7)	8.0%	(▲0.3)
令和4年度	59.1%	(▲0.3)	40.9%	(0.3)	7.9%	(▲0.1)
令和5年度	61.0%	(1.9)	39.0%	(▲1.9)	6.7%	(▲1.2)
令和6年度	63.0%	(2.0)	37.0%	(▲2.0)	6.3%	(▲0.4)
令和7年度	66.7%	(3.7)	33.3%	(▲3.7)	5.8%	(▲0.5)

(図8)市町村立学校教職員の時間外在校等時間の推移(R3～R7)



・上記の割合は時間外在校等時間の毎月の合計を、延べ人数で除して算出。休憩、自己研鑽等の校務外の時間を除く。

(2)時間外在校等時間の内訳

時間外在校等時間が月45時間以内となっている教職員が、時間外に行っていると回答した業務(複数回答)の校種別傾向と変化は以下のとおりです。

小学校では「教材研究等」が52.8%と最も高く、授業準備への注力が伺えます。前年度と比較して「校務分掌」が7.6%減少し、改善した一方、「諸調査等の事務処理」が3.3%増加し、40.0%となり、行政事務等の簡素化・効率化が求められます。

中学校では「部活動」が引き続き最大の要因となっています。また、小学校同様、「諸調査等の事務処理」が前年度から4.3%増加し、42.4%となり、昨年度よりも割合は減少したものの依然として40%台と高水準を維持している「教材研究等」や「校務分掌」とともに時間外業務に拍車をかけています。

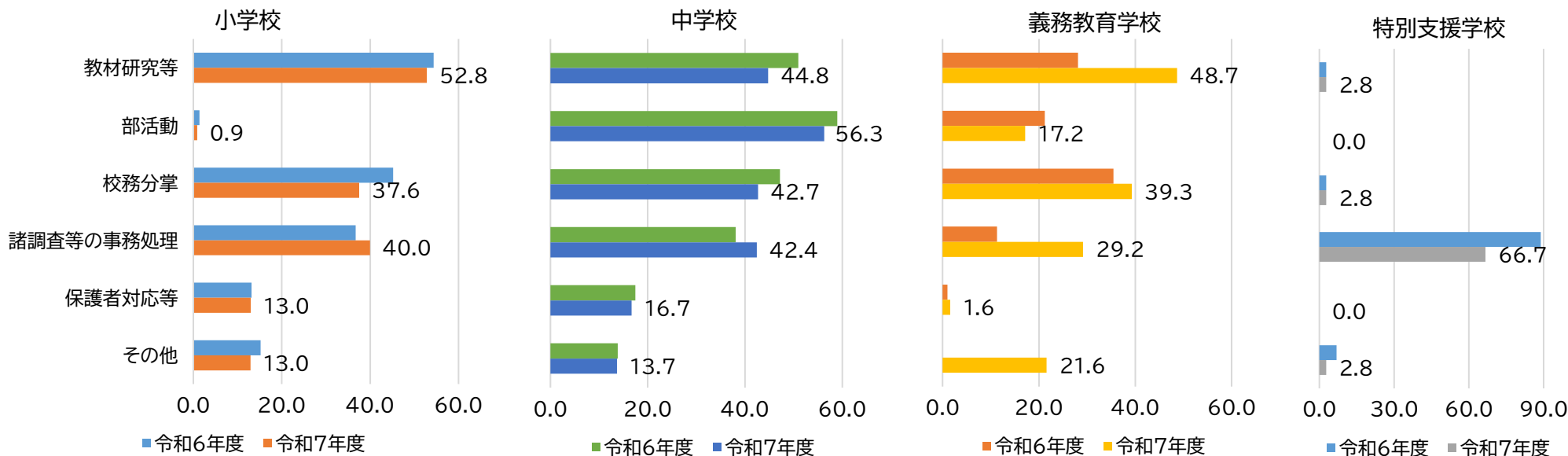
義務教育学校では「教材研究等」や「諸調査等の事務処理」が前年度から約1.7倍から2.6倍と大幅に増加しており、一貫教育による対応学年の増加やそれに伴う事務対応が負担となっている可能性が示唆されます。特別支援学校においては、時間外業務が「諸調査等の事務処理」に特筆して集中しています。

(図9)【時間外在校等時間が月45時間超の教職員の主な業務(複数回答)】

単位 %

校種	年度	教材研究等	部活動	校務分掌	諸調査等の事務処理	保護者対応等	その他
小学校	令和6年度	54.4	1.4	45.2	36.7	13.2	15.2
	令和7年度	52.8	0.9	37.6	40.0	13.0	13.0
中学校	令和6年度	50.9	59.0	47.2	38.1	17.5	13.8
	令和7年度	44.8	56.3	42.7	42.4	16.7	13.7
義務教育学校	令和6年度	28.1	21.2	35.5	11.3	1.0	0.0
	令和7年度	48.7	17.2	39.3	29.2	1.6	21.6
特別支援学校	令和6年度	2.8	0.0	2.8	88.9	0.0	6.9
	令和7年度	2.8	0.0	2.8	66.7	0.0	2.8

(図10)【時間外在校等時間における主な業務の年度別比較】



3（参考）県立学校及び市町村立学校教育職員の時間外在校等時間の状況

○ 教育職員の時間外在校等時間

本県では、令和7年改正の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」を受けて発出された国指針の内容を踏まえ、働き方改革推進プラン(第2期)を改訂し、令和9年度の評価指標に、事務職員等を除いた「教育職員」のみの割合を新たに追加しました。

県立学校全体、市町村立学校全体のいずれにおいても、事務職等を含めた「教職員」のデータと比較して、「教育職員」の方が「月45時間以内」の割合が低く、時間外在校等時間が長い傾向にあり、授業や部活動、教材研究等を直接担う教育職員への負担軽減が引き続き重要であることが再確認されました。

一方で、県立特別支援学校においては、「教職員」の割合(45時間以内:90.5%)と比較して、「教育職員」の割合(91.4%)の方が良好な数値を示しています。

(図11)【 県立学校教育職員の時間外在校等時間 】

【全体】県立学校					単位:%
	月45時間以内	月45時間超		年360時間以内	
	(増減)	(増減)	うち月80時間超 (増減)	(増減)	
令和7年度	78.0% -	22.0% -	4.4% -	57.3% -	

①県立高校(中学校、定時制含む)					単位:%
	月45時間以内	月45時間超		年360時間以内	
	(増減)	(増減)	うち月80時間超 (増減)	(増減)	
令和7年度	72.4% -	27.6% -	6.4% -	48.8% -	

②県立特別支援学校					単位:%
	月45時間以内	月45時間超		年360時間以内	
	(増減)	(増減)	うち月80時間超 (増減)	(増減)	
令和7年度	91.4% -	8.6% -	0.3% -	74.9% -	

(図12)【 市町村立学校教育職員の時間外在校等時間 】

【全体】市町村立学校					単位:%
	月45時間以内	月45時間超		年360時間以内	
	(増減)	(増減)	うち月80時間超 (増減)	(増減)	
令和7年度	73.6% -	26.4% -	3.2% -		

①市町村立小学校					単位:%
	月45時間以内	月45時間超		年360時間以内	
	(増減)	(増減)	うち月80時間超 (増減)	(増減)	
令和7年度	79.1% -	20.9% -	1.4% -		

②市町村立中学校					単位:%
	月45時間以内	月45時間超		年360時間以内	
	(増減)	(増減)	うち月80時間超 (増減)	(増減)	
令和7年度	64.6% -	35.4% -	6.2% -		

IV 令和7年度の取組状況等

○各課の令和7年度の取組結果と令和8年度の取組み

方針ごとの主な取組み及び今後の取組みについては、次のとおりです。

・取組み ◎成果

令和7年度の取組結果	令和8年度の取組み	担当課
【方針1】人材の確保・活用		
○採用選考考査の見直し		
・教員志望者の確保に向けた大学との連携強化(新規) ◎熊本大学教育学部と令和7年10月に連携協定を締結し、教員志望学生の資質・能力向上、教育実習の充実、優秀な人材確保に向けた連携体制を構築した。 ◎熊本大学教育学部の地域枠3年生(小学校専攻)を対象とした特別選考等を実施し、7名の合格者を早期に確保した。	・県内外の大学との連携を強化し、教職の魅力発信や学生向け説明会を通じて、教員志望学生の早期発掘と確保を進める。九州ルーテル学院大学とは新たに連携協定を締結し、大学との協働による人材育成の取組みを拡充する。 ・大学3年生を対象とした早期特別選考枠を新設し、熊本大学教育学部地域枠の特別選考と併せて、教員志望学生の早期発掘と計画的な人材確保を進める。	学校 人事課
○教員免許所有者の掘り起こし		
・パーパーティーチャー講習会の実施 ・令和7年度からは名称を「チャレンジ！未来の先生説明会」に変更し、対象を大学生や県内での学校勤務に関心のある方など、熊本県の教員を志望する全ての者に拡大して実施した。 ◎令和7年10月及び令和8年1月の2回開催し、計128名が参加した。 ◎参加者のうち15名が臨時的任用教員や非常勤講師等として任用につながり、県内学校現場の人材確保に寄与した。	・説明会を通じて、熊本県の教職の魅力発信を強化し、受考者の確保と新たな教員志願者の掘り起こしにつなげる。対象者の拡大に応じて内容や提供方法を工夫し、より参加しやすい説明会運営を進めることで、教員確保に向けた取組みを継続して推進する。	
○安心して教員になるための支援(若手職員への支援)		
・小学校教科担任制・小学校専科教員の配置拡充 【配置状況】 - 英語専科:145校で58人指導 - 英語以外(従来分):21校で21人指導 - 小学校専科:79人配置 - 教科担任制推進分:65校で74人指導 ◎配置拡充により、若手職員の負担軽減につながった。	・専科指導加配の要件等緩和について国に要望する。 ・専科指導加配等の配置を拡充し、教職員の業務負担の軽減を図る。 ・従来の小学校専科加配を配当している学校に対し、教科担任推進加配への早期転換を促し、当該加配の配置拡充を図る。	

○教職員業務の一部を担う人材

<市町村立>

・教員業務支援員

【配置状況】小学校 218校/228校
 中学校 105校/112校
 義務教育学校 4校/ 4校
 市立の支援学校 1校/ 1校 計328校/345校

◎367名の教員業務支援員を配置し、教員以外でも担える業務を担ってもらうことで、教員の負担を軽減した。

<県立>

・教員業務支援員

【配置状況】高等学校 46校/47校
 特別支援学校 19校/20校 計65校/67校

◎69名の教員業務支援員を配置し、教員以外でも担える業務を担ってもらうことで、教員の負担が軽減した。

<市町村立>

・教頭マネジメント支援員

【配置状況】小学校 14校(14名)

◎規模が大きい小学校を選定して配置し、教頭の負担が軽減した。

<県立>

・教頭等業務サポーター

【配置状況】県立高校 8校(9名)
 特別支援学校 5校(5名) 計13校(14名)

◎配置校において、教頭等の時間外在校等時間が減少した。

・特別支援教育支援員

【配置状況】全日制高校 15校 (内分校2校)
 定時・通信制高校 1校 計16校(17名)

◎肢体不自由や発達障がい等のある生徒の個別の教育的ニーズに対応することができた。

<市町村立>

【配置予定】345校/345校(345名)

・教員業務支援員の全校配置に向けて人材確保を進めていく。
 ・教員業務支援員が、教員の行う事務作業等を担うことで教員の負担軽減を目指す。

<県立>

【配置予定】67校/67校(67名)

・県立学校全校(定時制、通信制、県立中を除く)に配置し、教員をサポートすることで負担を減らす。また、配置校における業務内容や導入による成果と課題を検証し、次年度以降の効果的配置につなげる。

<市町村立>

【配置予定】15校(15名)

・教頭が行う学校マネジメントに係る業務を教頭マネジメント支援員に担ってもらうことで、教頭の厳しい勤務実態への支援を行っていく。

<県立>

【配置予定】県立高校 9校(9名)
 特別支援学校 6校(6名) 計15校(15名)

・「教頭等業務サポーター」については、引き続き配置校における成果と課題を検証し、配置先及び配置数等を検証・検討しながら、効果的な配置を行う。

【配置予定数】県立高校 20校(20名)※分校、2校舎制別

・校内支援体制の構築を引き続き進めるとともに、配置申請書を通して各校の現状を十分に把握し、適正な配置に努める。なお、本支援員予算は地方財政措置に基づくため、財源確保に努める。

学校
人事課特別
支援
教育課

〇教職員業務の一部を担う人材

・多文化共生マイスター(通訳)
 【配置状況】県立熊本北高校 3名
 ◎TSMC関連の外国人生徒に対し、日本語で行われる授業でのサポートが効果的に行われた。
 ・くまもとキャリアサポーター※
 【配置状況】県立高校 33校(21名)
 特別支援学校 3校(3名)
 ◎高校生の就職支援を行うことで、生徒の円滑な社会生活への移行や離職防止の取組が充実するとともに、進路指導を担う教職員の負担軽減を図った。
 ※令和6年度まではキャリアサポーター・熊本しごとコーディネーターと掲載

・今後、他の高校への入学希望者の可能性を考慮し、他校への配置(若しくはコーディネーター的な役割)を検討する。
 ・事業継続はもとより、業務量の増加や新たな役割に対応するため、必要に応じて増員を図る。

高校
教育課

〇資格や技能を有し、専門的支援を行う人材

・スクールソーシャルワーカー(SSW)
 【配置状況】県立:8名、市町村立:21名
 ◎学校への相談件数は増加しているが、SSWの配置により遅滞なく対応できている。
 ・スクールカウンセラー(SC)
 【配置状況】県立:38名、市町村立:87名
 ◎教職員では介入しにくい親子関係や生徒支援について、外部専門機関から専門的な助言を得ることができた。
 ・スクールロイヤー
 【利用状況】いじめ予防授業及び教職員研修
 県立:19件、市町村立:27件
 法律相談
 県立:13件、市町村立:1件、その他:1件
 法律相談会
 県立:1件、市町村立:9件、その他:3件
 ◎学校における様々な課題に対して、法的視点を踏まえた適切な初期対応を行い、安全安心な教育環境の提供につなげた。

・今後も不登校に関する不安や悩み、また、カウンセリングや関係機関との連携が必要なケース等の増加が見込まれ、学校現場からの配置時間増の要望が高く、心理の専門家であるSC及び福祉の専門家であるSSWの需要は更に高まっている。SC及びSSWの配置時間の拡充を図り、支援が必要な児童生徒等への対応を行う。

・今後もスクールロイヤー制度の利用数は増加していくことが見込まれるため、令和8年度は月例法律相談会を月1回から2回へ変更(8月のみ1回)した。学校等が抱える諸課題の解決に資するため、法律の専門家の活用を図り、法的側面からのいじめ予防授業や教職員研修、相談活動を実施する。

学校
安全・
安心
推進課

○資格や技能を有し、専門的支援を行う人材

- ・部活動指導員(運動部)
【配置状況】県立:26校(45名)、市町村立:20市町村(99名)
- ・部活動指導員(文化部)
【配置状況】県立:9校(13名)、市町村立:6校(6名)
・任用希望学校が年々増加している。任用(予定含む)する学校及び市町村に対して、事業説明会及び中間報告等を通して、本事業の趣旨である働き方改革につながるよう事業を実施した。
- ◎部活動顧問教師の部活動従事時間の削減と生徒の技術力向上につながった。
- ◎部活動指導員の単独指導により部活動顧問教師の負担が軽減された。

・令和7年度に引き続き部活動指導員を配置する。年々高まるニーズに対応するとともに、これまでの成果と課題を検証したうえで、単独で指導・引率を担うことができる部活動指導員の配置を進める。教職員の負担軽減と時間外在校等時間の削減を図り、部活動指導員導入の目的の一つである働き方改革の趣旨に沿った適切な運用を行う。

文化課
体育
保健課
義務
教育課

○その他の外部人材等

- ・地域クラブサポーターバンク
【登録状況】250名登録(R6登録者193名から57名増)
・各種研修会や県政ラジオ番組で周知を行った。
- ◎6市町から登録者情報の提供依頼があった。
- ◎これまで、マッチングが3件成立した。(柔道部2部、吹奏楽部1部)

・登録者の増加を目指し、民間企業や大学等への広報を強化するとともに、マッチング率の向上に向けて、指導者として必要な知識・技能に関する研修会を実施し、登録者の質的課題を解消する。

体育
保健課

- ・高校魅力化コーディネーター
【配置状況】
・計9名(高校魅力化コンソーシアム構築に係るコーディネーター8名、人吉高校五木分校魅力化プロジェクト1名)
- ・県内7市町8高校において高校魅力化に係る地域との協働体制であるコンソーシアムのモデル構築に係る支援事業や、人吉高校五木分校と東京大学先端科学技術研究センター等との連携事業を実施した。
- ◎令和7年度末までに御船町(御船高校)、天草市(牛深高校)、山都町(矢部高校)においてコンソーシアムが設立された。

・引き続き、高校魅力化コンソーシアムモデル構築支援事業に取り組むとともに、東大先端研等と連携した人吉高校五木分校の魅力化事業を実施する。

高校
教育課

参考(用語の説明)

名 称	説 明
教員業務支援員	教員の負担軽減を図るための教員の業務支援を行う。
教頭マネジメント支援員	学校長の指示のもと校内マネジメント業務を補助する役割を担うもの。(市町村立)
教頭等業務サポーター	学校長の指示のもと校内マネジメント業務を補助する役割を担うもの。(県立)
特別支援教育支援員	教育上特別の支援を必要とする児童生徒等の学習又は生活上必要な支援を行う。
多文化共生マイスター	外国籍の児童生徒が学校生活に困らないようにするため、言語面等でサポートを行うもの。
くまもとキャリアサポーター	高校生の就職支援を行うもの。生徒の円滑な社会生活への移行や離職防止の取組が充実する。
スクールソーシャルワーカー	福祉の専門性を有する者として、児童生徒のニーズの把握及び関係機関との連携を通じた支援、保護者への支援、学校への働き掛け、自治体への体制整備への働き掛けを行う。
スクールカウンセラー	心理に関する専門的知見を有する者として、児童生徒、保護者、教職員に対してカウンセリング、情報収集・見立て、助言・援助等を行う。
スクールロイヤー	学校における諸問題について、法務の専門家として、教育委員会や学校に対し法的なアドバイスなどを行う。
部活動指導員	部活動の技術的な指導や大会への引率等を行う。
地域クラブサポーターバンク	中学校部活動が「地域クラブ活動」に移行するに当たり、指導者やスタッフとして参加できる方に登録をしていただき、地域クラブを運営する市町村等に情報を提供する仕組み。
高校魅力化コーディネーター	高校や地域の魅力を県内外に発信し、県内の高校で学ぶ生徒を募集し、学校と地域のつなぎ役となり、高校生をサポートするもの。

○参照 文部科学省「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」関係資料1－3より抜粋

令和7年度の実績結果	令和8年度の実績	担当課
【方針2】業務の削減・効率化		
○校務DXの推進		
・各種会議や研修等をオンライン中心に行った。当日に参加できない場合はオンデマンドで研修内容を視聴するなどオンライン対応ができるようにした。 ◎生成AIについては各学校で適正に利用するためのルールを明示し、生成AIの基本的な使い方や校務での利用シーン等を掲載した教職員用ガイドブック（学校における生成AIの利活用について-第1.0版-）を作成・周知した。 ◎校務DXの推進に向け、ネットワークの統合及び新システム導入に向けた基本設計や調査を実施した。 ◎デジタル採点・分析ソフトを全ての県立高校及び県立中学校で活用し、採点や分析業務を効率化した。	・引き続き、オンライン（オンデマンド）会議・研修の活用及び会議研修を録画したアーカイブ動画の配信により、業務改善を図る。 ・生成AIを活用した校務DXを推進するため、教職員用生成AIガイドブックを活用した各校での研修や「学校現場における生成AIの効果的な活用に向けた研修会【基礎編】」を実施する。 ・県立学校については、令和7年度的设计を元に、次期教育情報基盤の構築を開始し、校務系・学習系ネットワークや端末の統合により、ロケーションフリーでの働き方改革を進める。 ・市町村教育委員会については、協議会を開催し、次世代型校務支援システムの共同調達・共同利用に向けた取組みを進める。 ・デジタル採点・分析ソフトの更なる利活用を促すため。データ分析や補習問題等、採点以外の機能の活用についての情報提供を行う。	教育政策課
○部活動改革の促進		
・休日の中学校部活動の地域移行推進 ・シンポジウムを開催し、市町村の行政関係者、学校関係者をはじめ、広く県民に対して県内の地域移行に係る取組事例を紹介した。 ・地域移行に関する調査を実施し、現在の市町村の進捗状況を把握した。また、文化部活動の地域移行推進委員会を開催し、地域移行に係る課題等について協議した。 - さらに、指導者確保のため、県吹奏楽連盟及び県合唱連盟の総会で熊本県地域クラブサポーターバンクの登録を呼びかけた。 ◎市町村行政関係者、学校関係者、PTA、総合型地域スポーツクラブ関係者等100名を超える参加者に、県の取組みや先進地の事例を周知できた。	・休日の中学校部活動の地域展開推進 ・市町村ミーティングを開催し、市町村の参考となる情報提供や課題解決に向けた協議の場を設定する。 ・全市町村に年2回のヒアリングを実施し、各市町の現状や課題を把握するとともに、地域展開の取組みが十分に進んでいない市町村については、県が個別に伴走支援を行う。	体育保健課

令和7年度の実施結果

令和8年度の実施計画

担当課

〇部活動改革の促進

- ・適正な数の部活動設置通知の徹底、複数顧問制の推進
 - ・適正な部活動数を見直す工夫について、各種会議や研修会で指導した。
 - ・適正な部活動数について、各学校で取組みを進めた。
- ◎実情に合わせて、部活動数の見直しを行った学校があった。
- 【複数顧問体制】
 - (運動部)県立 :63.5%(33校/52校)
 - 市町村立:60.5%(72校/119校)

- ・適正な部活動数を見直す工夫について、調査結果に基づき各種会議や研修会で指導する。引き続き、部活動指導員をはじめ、地域人材の積極的な活用を検討する。
- ・適正な数の部活動設置となるように、適宜各学校に検討を促す。
- ・部活動指導員を含め地域の人材活用を検討する。
- ・市町村立中学校の文化部活動に関する調査を実施予定。

文化課
体育
保健課
義務
教育課

〇その他業務削減・効率化等の取組み

- ・授業時数の点検・教育課程の編成見直し等による勤務時間内の授業準備時間等確保の推進
 - ・令和8年1月に文科省より出された『令和7年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査』の結果について(周知)」を受けて、教育課程の編成・実施における授業時数の配当や運用の工夫について各学校に通知した。

- ・各学校における教育課程の編成が適切に行われるよう、次年度の教育課程編成の前に、教育課程の編成・実施における授業時数の配当や運用の工夫について、各学校に通知する。(10月)

義務
教育課

- ・県立高校の舎監業務の見直し検討
 - 【配置状況】県有9寄宿舍27名(各3名(うち1名欠員中))
 - ・令和6年度から継続して、寄宿舍管理人を配置。舎監業務の軽減を行った。

- ・将来的に維持すると整理した県有寄宿舍については、寄宿舍管理人を配置した。
- ・上記以外の寄宿舍(寮)については、個別にあり方を検討する。

高校
教育課

- ・県立高校入試制度の見直し
 - ・令和8年度入試(令和7年度実施)において、全県立学校でインターネット出願制度を導入した。
- ◎高等学校教職員、中学校教職員の出願手続き、受検料支払い事務、合格発表に係る業務をオンラインで行い、業務負担を軽減した。

- ・インターネット出願について、昨年度のアンケート回答結果を受け、改善点を反映するとともに、今年度の実施に向け準備を進め、次年度以降も予算を確保できるよう取り組んでいく。

高校
教育課

- ・登下校時の通学路における日常的な見守り活動の廃止の徹底(新規)
 - ◎令和7年の給特法及び国指針の改正に伴い、文科省が定める「学校と教師の業務の3分類」に即し、令和8年2月に、県プランに、登下校時の通学路における日常的な見守り活動の廃止を徹底することを明記した。また、令和8年3月号の熊本県教育広報誌「ばとん・ぱす」等で広く周知した。

- ・市町村教育委員会と連携し、実態把握を行う。
- ・通知等により日常的な教職員による見守り活動の廃止を進めていく。
- ・各学校の現状を把握するとともに、時間外の登下校の対応については、保護者による見守りの協力や福祉サービスの利用等を推進していくように学校に周知していく。

教育
政策課
学校
人事課
特別
支援
教育課

令和7年度 of 取組結果	令和8年度 of 取組み	担当課
【方針3】教職員の意識改革		
○教職員研修、管理職研修の充実		
＜市町村立及び県立教職員研修＞ ・教育センター内で行われる中堅経験者(参集)、5年経験者(オンライン)、初任者(参集)を対象にした研修において、「働き方改革」をテーマに扱った。 ＜管理職研修＞ ・新任管理職研修などの研修等に働き方改革の視点を取り入れるとともに、勤務管理や働き方改革の意識を高めた。また、県立学校長会議において、勤務管理や業務の効率化など職員の負担軽減に向けて取り組むよう指導した。 ＜全体＞ ◎研修後、中堅経験者等からは時間管理や業務改善の意識を高め、児童生徒との関係性を見直す契機を得たという意見があった。管理職からは、職員との対話と共通理解を基盤に、職員が主体的に取り組める環境づくりの重要性を認識した等の意見があり、意識改革につながった。 ・コンプライアンス・働き方改革等の研修では、自校での効果的な具体的実践を研修者同士が交流し、様々なアイデアを得ることで、実践につながるようにした。 ◎研修後の振り返りシートには、明日から実践したい具体的内容の記載があり、意識の向上が見られた。	＜市町村立及び県立教職員研修＞ ・今後も引き続きキャリアの節目に合わせ、その時々に応じた研修を行い、学校における働き方改革を推し進める。 ＜管理職研修＞ ・引き続き、新任管理職研修などの研修等に働き方改革の視点を取り入れるとともに、勤務管理や働き方改革の意識を高める。休暇取得については、長期休業中における学校閉庁日を設定し、休暇を取得しやすくなるよう働きかける。 ＜全体＞ ・受講者同士の協議や対話等をとおして、普段の働き方を少しでも改善する手立てを検討したり、その改善が目の子供たちに影響を及ぼすことの意識付けを図ったりしながら、受講者に自分事として捉えてもらえるよう働きかける。 ・働き方改革の一環として、自らのワーク・ライフ・バランスを見直す視点を持つことができるようにする。 ・働き方改革推進の実践力を身に付けることができるようにする。 ・「初任時(3年目まで含む)」、「5年経過時」「10年経過時」のセンターで実施する教員向け研修では、コンプライアンスと働き方改革を併せたテーマで研修を行っていたが、更に意識付けを行うため切り分けて実施する。(一部例外あり)	学校 人事課 教育セ ンター
○民間活力による働き方改革の支援		
・民間コンサルへの業務委託により、県内の学校へ働き方改革支援アドバイザーを派遣し、学校の自主的な業務改善の取組みを伴走支援した。また、事例集を作成し、県内学校への波及を図った。 【派遣校】県立3校、市町村立4校、市町村教育委員会4団体 計11団体 ◎派遣校でのアンケートにおいて、昨年度に比べ、時間外在校等時間を減らす意識が高まったと回答した教職員の割合が増加した。 - また、昨年度に比べ、トータルの勤務時間も削減された。 ◎県立・市町村立学校管理職、市町村教育委員会及び教育事務所向けの研修会を実施し、働き方改革の意識を啓発した。	・「教職員のための学校業務改善ハンドブック」の内容を踏まえながら、民間コンサルを活用して、学校及び市町村教育委員会へ働き方改革支援アドバイザーを派遣する。 【取組予定】派遣校：6校 ・市町村教育委員会働き方改革担当者との連絡会を3回開催し、市町村教育委員会が令和7年度に策定した「業務量管理・健康確保措置実施計画」の取組みを推進する。 ・引き続き、県立・市町村立学校の管理職、市町村教育委員会向けの研修会を開催し、意識改革を促す。	教育 政策課

○先進的な取組みの普及

・学校現場での業務改善事例を取りまとめた「教職員のための学校業務改善ハンドブック」について、県教育委員会ホームページやメールマガジンにより教職員等へ情報発信し、業務改善の取組みを促した。

・「教職員のための学校業務改善ハンドブック」を各広報媒体を通じて教職員へ情報発信し、各学校での業務改善の取組みを定着させる。

教育
政策課

○休暇等を取得しやすい職場づくり

<市町村立>

・年間を通じて年次有給休暇の計画的な取得を促した。

（例）夏季休業中における学校閉庁日の設定

リフレッシュ休暇の取得推進

時間単位でのこまめな年休取得の奨励 等

・市町村教育委員会では独自の取組みも推進

（例）秋休みでの有給休暇取得の推進 等

<県立>

・教職員が年次有給休暇を取得しやすい環境をつくるとともに年間を通じた年次有給休暇の計画的取得が促進されるよう通知した。

・令和8年度の学校閉庁日について、4日以上設定するよう令和7年11月に通知した。

<市町村立>（新規）

・休暇等の規則改正や各種研修会の実施等、これまでも様々な取組みを行ってきており、一定の成果を得ているところ。これまでの取組みを継続的にいき、周知・徹底を図っていく。また、県立学校が導入した8月前半に教職員が計画的に夏休みを取得する制度「Summer Recharge Weeks（夏の再充電期間）」についても検討を行う。

<県立>（新規）

・休暇取得については、令和8年度に、県立学校において「8月前半に教職員が計画的に夏休みを取得する制度～Summer Recharge Weeks～」を試行導入し、令和8年5月に県立学校に通知した。今後も引き続き長期休業期間中における学校閉庁日の設定等を行い、教職員が年次有給休暇を取得しやすい環境を作るとともに、年間を通じた年次有給休暇の計画的取得が促進されるよう働きかけていく。

学校
人事課

○学校評価に設定した業務改善や教職員の働き方に関する評価項目の推進

<市町村立>

・学校評価における業務改善等の学校での設定及び学校運営の改善を推進するために、令和7年7月に通知した「教育事務所等の取組の振り返り」に、「学校評価の評価項目に、校務改善や働き方に関する項目を設定している」の項目を設けて調査を行った。その結果、令和7年度に、学校評価に業務改善について位置付けている学校は、小学校中学校ともに97%（前年度と比較して 小：1%減、中：1%増）であった。

<県立>

・各学校における学校評価計画策定に際し、全県立学校で「業務改善」及び働き方改革に関する項目を必ず設定するよう、学校評価計画書等作成要領に記載し、通知した。

・設定した学校評価項目に対し、自己評価及び学校関係者評価を実施し、次年度への課題・改善方策をまとめた。

<市町村立>

・すべての学校が学校評価の中に業務改善や教職員の働き方に関する項目を位置付けるように、指導課長会議等での働きかけたり、100%未満の教育事務所と連携を図り、項目の設定を促していく。

<県立>

・県通知（教政第1284号）等に基づき、各学校の実情に応じた働き方改革の具体的な目標の設定や、衛生委員会の活用、学校運営協議会等との情報共有・連携を進める旨を、今年度の学校評価計画書等作成要領に新たに追記して周知を図っている。

・毎年度の評価を継続するとともに、学校訪問等をとおして、必要に応じて指導・助言を行う。

義務
教育課高校
教育課

【方針4】勤務時間の適正管理等

○客観的な勤務時間の把握の推進、適正管理の徹底

・時間外管理の徹底

<市町村立>

・服務監督権者である各市町村教育委員会に対して、勤務時間の客観的な把握に努めるよう働きかけており、令和6年度以降全ての市町村においてICTやタイムカードによる把握が行われている。

<県立>

・県立学校長会議において、ICカードによる適正な勤務管理を行うとともに、時間外在校等時間の上限方針を強く意識して業務を進めるよう指導した。

<市町村立>

・令和7年6月の給特法改正により、市町村教委に業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表、計画の実施状況の公表が義務付けられたため、県教育委員会が指導助言等を行う。

<県立>

・令和8年度も、タイムカードを用いた勤務時間の把握と適正管理を継続する。また、教職員個々の勤務時間に対する考え方や意識を高めるため、管理職会議等にて周知を行っていく。

学校
人事課

・持ち帰り業務防止の徹底(新規)

<県立>

・令和8年1月14日に開催した県立学校長会議において、改めて業務の持ち帰り防止の徹底を、業務の効率化や適正配分の実現と併せて依頼した。

<県立>

・業務の持ち帰り防止が徹底されるよう、引き続き業務の効率化や適正配分を推進する。

学校
人事課

○柔軟な働き方に係る環境整備等の検討

・時差出勤制度の導入

<市町村立>

・県立学校が時差出勤を試行導入したことを受け、市町村教育委員会に対し、その取り組みの趣旨の理解を促し、制度導入について検討する際の参考になるよう、通知を発出した。併せて要綱や様式例も送付した。

◎長期休業中に限られるが、複数市町村が導入を開始した。

<県立>

・令和6年度より県立学校に時差出勤を試行導入し、令和7年度より正式導入とした。

<市町村立>

・県立学校と情報共有しつつ、制度を導入した市町村の状況把握を行う。

<県立>

・今後は、より効果的な取得ができるように継続的に検証を行う。

学校
人事課

令和7年度の取組結果		令和8年度の取組み	担当課
○休憩時間等確保徹底の取組み			
・勤務インターバル制度の導入検討			学校 人事課
<市町村立> ・国の動向を注視するとともに、他県の導入状況について情報収集を行った。		<市町村立> ・他県の導入状況等を踏まえ、勤務間インターバル制度導入に向けた検討を行う。	
<県立> ・勤務インターバル制度について、情報収集を行った。		<県立> ・勤務インターバル制度について、令和7年度の状況も踏まえ、九州各県の動向を見ながら、必要に応じて導入に向けた検討を行う。	
・休憩時間の適正な付与(新規)			学校 人事課
<県立> ・県立学校長会議において、教職員の休憩時間を適切に確保するよう指導した。		<県立> ・今後も引き続き、管理職会議等を通じて、教職員の休憩時間を適切に確保するよう働きかける。	
【方針5】保護者等の理解促進			
・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進体制づくりに向けた支援、地域学校協働活動推進員の配置支援及び研修実施			
・先進的な取り組みを行っているモデル地域として芦北町を指定し、その成果と課題を検証し、県全体に情報発信した。 ・各市町村の推進員等会議や学校訪問等に県統括アドバイザーを派遣し、地域学校協働活動の一体的な推進体制づくりに関して、指導及び助言を行った。		・学校運営協議会での課題意識の共有及びPTAへの啓発を行う。 ・各研修会や推進員の定例会等で、地域学校協働活動への保護者や地域住民の参画を呼びかけ、働き方改革の理解や地域学校協働活動推進員の認知度を更に高める。 ・各教育事務所毎の、教育長・校長合同会議や教頭会議等で、保護者や地域住民への理解促進について周知してもらうよう、呼びかける。	社会 教育課
・保護者等からの過剰な苦情・不当要求への対応に対するコーディネーターの配置			
・学校問題解決支援相談窓口を開設し、学校管理職経験者をコーディネーターとして配置した。 ◎【相談件数】 63件（保護者38件、学校11件、教育委員会12件、一般・その他2件） ◎コーディネーターが中立的な立場で支援を行い、保護者、学校から好意的な評価を得た。		・コーディネーターは、中立的な立場で助言等を行いながら問題の解決に向けて学校を支援するとともに、教育事務所、教育委員会等へのアウトリーチ型の巡回相談、研修会を実施する。	学校 安全・ 安心 推進課

令和7年度の実績結果

令和8年度の実績結果

担当課

・各種団体への登下校時の通学路における日常的な見守り活動の協力依頼(新規)

- ◎令和7年の給特法及び国指針の改正に伴い、文科省が定める「学校と教師の業務の3分類」に即し、令和8年2月に、県プランに、「各種団体への登下校時の通学路における日常的な見守り活動の協力依頼」を明記した。
- ◎令和8年3月号の熊本県教育広報誌「ばとん・ぱす」で、保護者及び地域の方々へ、登下校時の見守り活動への協力を依頼した。

- ・PTA向けの会議や研修等を活用し、教職員の働き方改革への理解及び協力を呼び掛ける。
- ・チラシ等を作成し、地域への周知を進める。

教育
政策課

社会
教育課

【方針6】教職員の健康サポート

・産業医による保健指導の充実・ストレスチェックによる健康リスクの把握推進

- <市町村立>
- ・50人以上の教職員のいる全ての市町村立学校において、ストレスチェックを実施していることを把握している。

- <県立>
- ・各校に、衛生委員会の開催回数や内容の充実、産業医との連携など労働安全衛生管理体制の更なる整備充実を図るよう周知した。

- <市町村立>
- ・産業医による面接の実施について、是正の必要がある市町村教育委員会に、是正に向けたスケジュール作成を求め、「R7年度内に是正を完了した」又は「R8年度の予算確保及び日程や人の調整を行う予定」との回答を得ている。現在の状況について確認を行っていく。

- <県立>
- ・衛生委員会の開催回数や内容の充実、産業医との連携など労働安全衛生管理体制の更なる整備充実を促進する。

学校
人事課

・衛生委員会を活用した業務改善、労働安全衛生法の周知徹底

- <市町村立、県立>
- ・7月に、新任校長を対象に、学校における安全衛生管理者研修会を実施した。また、管理職を対象にした各種研修では、労働安全衛生管理体制に係る内容を盛り込み、その重要性について周知した。
- ◎職員の健康の確保、快適な職場環境の形成等に向けた取組みが進み、時間外在校等時間等が改善傾向にある。

- <市町村立>
- ・校内における相談体制の充実を図るため、県教育委員会主催による校内ハラスメント委員を対象にした研修を実施し、研修の更なる充実を図る。
- <県立>
- ・新任校長等を対象とした、学校における安全衛生管理者研修会を開催を予定している(7月15日、出席者100人程度)。

学校
人事課

V 現状を踏まえた今後の展開

V 現状を踏まえた今後の展開

【現状】

- 「熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン(第2期)」を、令和7年の給特法改正を受けて発出された国指針の内容に即して一部改訂し、国が策定を義務付けている『業務量管理・健康確保措置実施計画』に位置付けた。
- 令和7年度は、これまでの取組みに加え、教員業務支援員をほぼ全校に配置するとともに、大規模校への教頭マネジメント支援員(市町村立)や教頭等業務サポーター(県立)を配置。また、働き方改革支援アドバイザー派遣による改善事例の蓄積が進んだこと等により、県立・市町村立学校ともに時間外在校等時間が月45時間以内の教職員の割合は改善。県立学校:79.6%、市町村立学校:75.1%



【課題】

- 文部科学省は、令和11年度までに、公立の義務教育諸学校等の教育職員について、「一箇月時間外在校等時間」を平均30時間程度に削減することを目標とし、給特法を改正。本県としても、時間外在校等時間の更なる縮減が必要。
- 2期プランの指標の達成に向け、6つの方針に沿った取組をより一層推進していく必要がある。



【今後の展開】

- 引き続き、2期プランに掲げる6つの方針に基づき、採用選考の見直しによる人材の確保や平日の部活動の地域展開の推進、民間活力による働き方改革の取組支援、働き方改革に対する意識啓発研修など、更なる時間外在校等時間の縮減に向けて、重点的に取組を行う。
- 全市町村教育委員会との連絡会を開催し、市町村教育委員会が策定した「業務量管理・健康確保措置実施計画」に掲げる取組みの推進を支援。また、市町村間で働き方改革に対する温度差があるため、各市町村が抱える課題等を共有し合い、好事例の横展開を図りながら、全県挙げての働き方改革を推進する。